

鳥獣被害防止総合対策交付金における会計検査院からの指摘を踏まえた周知の徹底について

6 農振第3026号  
令和7年4月1日  
農林水産省農村振興局農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課長

農林水産省農村振興局農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課長

北海道農政部長  
から 各地方農政局農村振興部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

あて

鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「交付金」という。）については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）等に基づき、適正な執行を求めています。

こうした中、令和6年10月22日に、会計検査院から、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第36条の規定による改善の処置の要求として、被害防止計画に定められた被害軽減目標の達成状況の把握及び当該達成状況が低調な場合の改善計画の作成等が適切に行われるよう、

- ① 事業実施主体及び市町村に対して、実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、事業実施主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう地方農政局等を通じて指導すること
  - ② 事業実施主体及び市町村に対して、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣（各市町村の区域内において、その被害金額が被害金額全体の2割以上を占めるシカ又はイノシシをいう。）について、対象鳥獣ごとにみると達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における対策の強化を行うよう、地方農政局等を通じて周知すること
- との指摘を受けたところです。

これを受け、今般、要領及び「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」（平成19年9月26日付け19生産第3909号農林水産省生産局長通知。以下「調査要領」という。）の一部改正等が行われたところであり、適切な対応を取られるよう、貴職から貴局管内県に対し、下記事項について指導するとともに、貴局管内県から管内の市町村及び事業実施主体に対して適切な指導を行うよう通知願います。なお、広域都道府県域事業実施主体に対しては、貴局管内県と連携し、貴職から指導願います。

## 第1 軽減目標の達成状況の適切な把握について

要領に基づく事業評価の実施において、被害防止計画に定められた被害軽減目標（以下「軽減目標」という。）の達成状況を把握するに当たっては、調査要領に基づく被害状況調査による被害面積、被害金額等を用いることが基本です。その際、軽減目標の達成状況の適切な把握が行われるよう、当該被害状況調査の実施及び評価報告書の記載について、次により対応願います。

### 1 調査要領及び留意事項の見直し等

調査要領及び「野生鳥獣による農作物の被害状況調査に当たっての留意事項等」（以下「留意事項」という。）（以下「調査要領等」と総称する。）に則した報告が確実に行われるよう、調査要領等について次のとおり記載内容の見直しが行われたので、遺漏なく対応をするよう指導願います。

#### （1）調査要領

- ・ 調査事項を、「実」被害面積等であることを明確化、これに伴い、農業共済の数値を優先すること等の記載内容を削除
- ・ 複数の方法を組み合わせて調査することを明確化するとともに、被害報告に当たりインターネットの活用等により報告しやすい取組について記載
- ・ 調査、算出が適切なものとなっているか確認するためのチェックリストを追加

#### （2）留意事項

- ・ 調査要領に合わせて、調査事項を明確化するとともに簡易な計算方法を記載
- ・ 本調査で対象とする面積と農業共済組合で取り扱う面積等の違いを記載

### 2 被害状況調査の報告内容の確認等

市町村及び都道府県が上記1による被害状況調査の報告内容について正確を期すよう、各主体で次のとおり確認等をしてください。なお、国においても都道府県から報告があったチェックリストの確認を行います。

#### （1）市町村

農家、農業共済組合等からの報告に関して、算出方法や取りまとめた数値が適切なものとなっているか等について、チェックリストを用いて確認し、調査報告と併せて記載したチェックリストを都道府県に報告すること。

#### （2）都道府県

算出方法や取りまとめた数値が適切なものとなっているか等について、チェックリストを用いて確認し、調査報告と併せて記載したチェックリストを国に提出すること。

### 3 評価報告書等の作成における確認

被害防止計画の作成及び確認に当たっては市町村及び都道府県が、評価報告書の作成及び確認に当たっては事業実施主体及び都道府県が、それぞれ調査結果である被害状況は実被害面積及び実被害金額に基づき適切に算出されているか十分に確認をしてください。

### 4 過年度分における報告内容の訂正の対応

改正した調査要領等に基づく被害状況調査の中で、遡及して誤りがあることが確認され修正を要する場合は、都道府県からの修正報告に基づいて、国が訂正を行うこととします。

## 第2 達成状況が低調な場合の改善計画の適切な作成等について

事業実施主体が事業評価を行った際の被害防止計画目標の達成状況が低調である場合の取扱いについて、70%未満となる場合には改善計画の作成等を行うとしていたところ、改定後の要領において、その取扱いに関し以下の見直しが行われたので、今後、事業実施主体においては、本改正に基づいて適切に改善計画の作成等をお願いします。

### 1 評価報告書における被害防止計画目標の達成状況についての記載

評価報告書の「被害防止計画目標の達成状況」については、被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣ごとに、被害面積、被害金額等の実績値等とともに次の計算式により算出した達成率を記載してください。

$$\text{達成率(\%)} = \frac{\text{現状値} - \text{目標年度の実績値}}{\text{現状値} - \text{目標値}} \times 100$$

併せて、上式における「現状値」「目標年度の実績値」及び「目標値」を、それぞれ、全ての対象鳥獣について合計した値（「合計現状値」「合計実績値」及び「合計目標値」）で置き換えて算出される達成率（以下「合算達成率」という。）を記載してください。

評価の際に、対象鳥獣ごとに目標値が記載されておらず合計目標値のみ記載されている被害防止計画にあっては、当該合計目標値を、合計現状値の算定の基礎として当該市町村が把握している対象鳥獣ごとの現状値を基に按分する等、学識経験者等第三者の意見を聴取して適切な方法により算定した上で評価してください。

なお、評価を迎えていない計画期間内の被害防止計画がある場合には、対象鳥獣ごとの目標値を記載するよう被害防止計画の改定を検討してください。

### 2 「低調である場合」の判定

達成状況が低調である場合の判定方法について明確化し、次のいずれかに該当する場合としたので、適切に対応してください。

（1）合算達成率が70%未満である場合

（2）次に該当する鳥獣種について、対象鳥獣ごとの達成率が70%未満である場合

ア 被害金額全体（全ての対象鳥獣における被害金額（実績値）の合計をいう。以下、イにおいて同じ。）の2割以上を占めるシカ又はイノシシ

イ 被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥獣

### 3 改善計画の作成等の徹底に向けた指導・助言

上記2により、軽減目標の達成状況が低調であると確認された場合、事業実施主体は改善計画を作成するとともに、改善計画実施期間内の場合にあっては、次期計画における捕獲、被害防除、生息環境管理等の取組の強化を行いつつ適切な目標に見直してください。また、都道府県は事業実施主体及び市町村に対して、改善計画の作成状況等を確認し、改善計画の作成の徹底、次期計画における取組の強化及び適切な目標への見直しについて指導・助言を行ってください。